

石川県公報

平成 26 年 11 月 14 日

第 1 2 7 4 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目

次

告 示

○県統計調査の実施	(厚生政策課)	1
○一般国道の区域の変更	(道路整備課)	2
○一般国道の供用の開始	(同)	2
○県道の区域の変更	(同)	2
○県道の供用の開始	(同)	3

公 告

○入札公告	(行政経営課)	3
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	4
○予防接種を行う医師に係る公告	(同)	5

○予防接種を行う医師に係る公告	(同)	5
○平成26年度石川県ふぐ処理資格者試験公告	(薬事衛生課)	6
○地域森林計画の案の縦覧公告	(森林管理課)	7
○地域森林計画の変更案の縦覧公告	(同)	7
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課)	7
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課)	7

正 誤

○平成26. 11. 4 第12746号中		8
-----------------------	--	---

告

示

石川県告示第511号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 統計調査の名称

石川県介護・福祉人材に関する実態調査

2 県統計調査の目的

県内の介護・福祉事業所に勤務する介護・福祉職員の実態を明らかにすることにより、石川県における介護・福祉人材の確保対策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

3 県統計調査の対象とする範囲

調査日時点において、設置されている県内の全介護・福祉事業所及び当該事業所の従業員のうち事業所の長により選定された者（3名を限度とする。）

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

事業所の従業員数、職種別の過不足状況、運営上の問題点、早期離職防止策、従業員への教育・研修内容、就業形態、賃金及びその他介護・福祉人材に関する事項

(2) 基準となる期日又は期間

平成26年10月1日現在

5 県統計調査の報告を求める者

調査対象として選定された者

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

平成26年11月17日（月）から同年12月5日（金）まで

1 統計調査の名称

介護福祉士等有資格者の就労状況等に関する調査

2 県統計調査の目的

県内での介護福祉士等有資格者の就労状況等を把握し、介護・福祉人材の確保対策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

3 県統計調査の対象とする範囲

過去10年の県内介護福祉士養成校の卒業生及び介護職員初任者研修指定施設のうち修了者数上位3施設の過去5年分の修了者

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

現在の就職分野、介護・福祉分野で就労していない理由、介護・福祉分野での就労経験等

(2) 基準となる期日又は期間

平成26年10月1日現在

5 県統計調査の報告を求める者

調査対象として選定された者

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

平成26年11月25日(火)から同年12月5日(金)まで

石川県告示第512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成26年11月14日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
304号	金沢市宮野町ホ84番1地先から 金沢市高坂町甲33番1地先まで	旧	7.05~19.15	453.3	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.75~19.95	455.5	

石川県告示第513号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年11月14日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
304号	金沢市宮野町ホ84番1地先から 金沢市高坂町甲33番1地先まで	平成26年11月14日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年11月14日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
蚊爪森本 停車場線	金沢市弥勒町カ24番1地先から	旧	5.20～7.10 145.5	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市弥勒町カ55番1地先まで	新	6.80～9.25 145.5	
宇出津 町野線	鳳珠郡能登町字宇出津山分ヌ字9番1地先から	旧	9.00～18.90 124.6	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字宇出津山分ヌ字18番地先まで	新	19.15～37.10 124.6	

石川県告示第515号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成26年11月14日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
蚊爪森本 停車場線	金沢市弥勒町カ24番1地先から 金沢市弥勒町カ55番1地先まで	平成26年11月14日	県央土木 総合事務所 維持管理課
宇出津 町野線	鳳珠郡能登町字宇出津山分ヌ字9番1地先から 鳳珠郡能登町字宇出津山分ヌ字18番地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

庁議室プロジェクト等借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札仕様書による。

(3) 借上期間

平成27年1月1日から平成30年12月31日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理担当

電話番号 076-225-1322

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

平成26年11月14日（金）から同月21日（金）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

平成26年11月28日（金）午前11時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎511会議室（入札後、即時開札する。）

5 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
谷 口 利 憲	県内全域	鳳珠郡能登町字上町8字393番地 医療法人社団持木会 柳田温泉病院
竹 越 快	〃	小松市沖周辺土地区画整理事業地内仮地番5街区30号 医療法人社団愛康会 小松ソフィア病院
圓 山 泰 史	〃	〃
能 登 裕	〃	〃
太 田 嗣 人	〃	〃
市 堰 徹	〃	〃
河 畑 知 穂	〃	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター健診センター
坂 水 桂 子	〃	〃
松 江 俊 英	〃	羽咋市松ヶ下町松ヶ下6-1 松江外科胃腸科医院
大 辻 浩	〃	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
牧野田 知	県内全域	河北郡内灘町大学1-1 金沢医科大学病院
笹 川 寿 之	〃	〃
藤 井 亮 太	〃	〃
早稲田 智 夫	〃	〃
岡 康 子	〃	〃
高 木 弘 明	〃	〃
富 澤 英 樹	〃	〃
藤 田 智 子	〃	〃
閨 谷 奈津子	〃	〃
高 儀 容	〃	〃
橘 高 祐 子	〃	〃
岡 島 英 明	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
瀬 島 照 弘	県内全域	鳳珠郡能登町字小木15字23番地3 小木クリニック
前 田 隆 志	〃	小松市矢田野町ヲ88番地 栗津神経サナトリウム

永川宅和	〃	〃
井野秀一	〃	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院
三輪一博	〃	〃
吉川智晴	〃	〃
大江迪子	〃	〃
藤澤雄平	〃	〃
武田仁浩	〃	〃
吉谷純哉	〃	〃
新石健二	〃	〃
岡本拓也	〃	〃
青木剛	〃	〃
島綾乃	〃	〃
加瀬一政	〃	〃
竹崎奈津美	〃	〃
八木麻里子	〃	〃
竹越快	〃	小松市蛭川町西103番地1 明峰の里診療所
圓山泰史	〃	〃
阿保未来	〃	〃
木村英晴	〃	〃
飯島将司	〃	小松市園町ニ29番地1号 田谷泌尿器科医院
町岡一顕	〃	〃
紺谷梯二	〃	小松市園町ホ99番地1 森田病院
藤田健司	〃	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター
居軒功	〃	〃
琴野巧裕	〃	〃
林武弘	〃	〃
高橋祐樹	〃	〃
太田敬	〃	〃
近江礼	〃	〃
河畑知穂	〃	小松市八幡イ13番地1 公益財団法人北陸体力科学研究所附属スポーツクリニック
坂水桂子	〃	〃

平成26年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例(平成18年石川県条例第33号)第15条の規定により、平成26年度石川県ふぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 学科試験

平成27年2月5日(木) 午前10時30分から正午まで

(2) 実技試験

平成27年2月9日(月) 午前10時から

2 試験の場所

(1) 学科試験

石川県庁行政庁舎 11階会議室

(2) 実技試験

金沢勤労者プラザ

金沢市北安江3丁目2番20号

3 出願に関する書類の受付期間

平成26年12月17日（水）から平成27年1月5日（月）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

- (1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者
住所地为管轄する県保健福祉センター
- (2) 金沢市又は県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

地域森林計画の案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、次のとおり能登地域森林計画区の地域森林計画をたてたいので、当該変更に係る計画の案を平成26年11月14日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

森林計画区の名称	縦 覧 場 所
能登地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登農林総合事務所森林部

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり加賀地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、当該変更に係る計画の案を平成26年11月14日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

森林計画区の名称	縦 覧 場 所
加賀地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央農林総合事務所森林部

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦 覧 場 所
小松都市計画地区計画 （粟津駅西地区）	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成26年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
<p>羽咋郡宝達志水町二口へ2番1、2番3から2番6まで、3番1、3番3から3番5まで、4番1、4番2、5番1、5番2、6番から8番まで、9番1、9番2、10番、11番1、11番2、12番1から12番3まで、13番1、13番2、13番4から13番7まで、14番1、14番3、14番4、20番1、20番4、20番5、21番1、21番4、22番1、22番4、23番1、24番1、24番4、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部</p> <p>羽咋郡宝達志水町二口ほ1番4地先農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部</p>	<p>道路</p> <p>羽咋郡宝達志水町二口へ9番2、24番4、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部</p> <p>羽咋郡宝達志水町二口ほ1番4地先農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部</p> <p>緑地</p> <p>羽咋郡宝達志水町二口へ2番4から2番6まで、3番5、4番2、5番2、11番2、12番2、12番3、13番4、13番6、13番7、14番4、20番5、21番4、22番4</p> <p>水路</p> <p>羽咋郡宝達志水町二口へ13番5地先水路の無籍地の一部</p>	<p>富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地</p> <p>アルビス株式会社</p>

正

誤

平成26年11月4日発行の石川県公報第12746号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
4	石川県告示第500号	<p>(1) 収用の部分 変更なし</p> <p>(2) 使用の部分 変更なし</p>	<p>(1) 収用の部分</p> <p>昭和48年石川県告示第792号、昭和56年石川県告示第341号、昭和63年石川県告示第208号、平成4年石川県告示第658号、平成9年石川県告示第32号、平成11年石川県告示第553号、平成12年石川県告示第483号、平成16年石川県告示第601号、平成17年石川県告示第717号、平成18年石川県告示第248号、平成20年石川県告示第112号、平成20年石川県告示第383号、平成21年石川県告示第542号、平成23年石川県告示第78号及び平成24年石川県告示第417号の事業地に下牧町ツ及び下牧町戊の一部を加える。</p> <p>(2) 使用の部分</p> <p>昭和48年石川県告示第792号、昭和56年石川県告示第341号、昭和63年石川県告示第208号、平成4年石川県告示第658号、平成9年石川県告示第32号、平成11年石川県告示第553号、平成12年石川県告示第483号、平成16年石川県告示第601号、平成17年石川県告示第717号、平成18年石川県告示第248号、平成20年石川県告示第112号、平成20年石川県告示第383号、平成21年石川県告示第542号、平成23年石川県告示第78号及び平成24年石川県告示第417号の事業地に下牧町ツから下牧町ツまでの区間内を加える。</p>